

社会福祉法人弘善会 児童養護施設 讃岐学園後援会2017年度第1回運営委員会議事録

- 1 日 時 2018年3月1日 14時～15時  
2 場 所 高松市前田東町569-2番地  
児童養護施設 讃岐学園会議室  
3 出席者数 委員数7名 うち出席者数7名

4 協議事項

- (1) 讃岐学園の現状について（報告）  
(2) 後援会の概要について（報告）  
(3) 後援会費の使い方について（審議）  
(4) その他

5 議事の経過の概要及び議決の結果

後援会長 岩村 浩司氏が後援会規則7条に基づき運営委員長を務め、委員長は委員の出席状況から委員会成立の要件を満たしている旨、宣言し、議事を進行した。

事務局長は、運営委員会の審議状況等結果を確認する者として、運営委員の佐藤清二氏を指名したところ、異議なく承認された。

第1号議案（報告） 事務局長は、別紙讃岐学園の現状を報告した。

第2号議案（報告） 事務局員は、別紙後援会の概要を報告した。

第3号議案（審議） 事務局員は、後援会の使い方について説明をし、その承認を求めたところ異議なく承認された。（第3号議案は別紙のとおり）

委員長は、以上をもって2017年度第1回讃岐学園後援会運営委員会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会した。

議事の経過は上記のとおりです。

2018年3月1日

委員長 岩村 浩司  
委員 佐藤 清二

後援会費の使い方の目安

1 入所児童を対象とするもの

(1) ピアノ、習字、お茶などの習い事に要する費用

2 退所児童を対象とするもの

(1) 就学に必要なランドセル、文房具などの学用品に要する費用

(2) 高校卒業祝い金 (10万円)

(3) 自動車免許の取得において、補助金額を越えて必要となる費用

(4) 進学、就職において特別に必要となる家電製品購入等の費用

(5) 後日、返還が確実な入学金等の立替金

3 その他

※具体的な使い方については、(2)及び(3)ならびに、予算に計上されているものを除き、原則、案件の都度、運営委員会の審議を経た上で執行していく。但し、(5)の立替金においては、運営委員会を開く暇がないときは、事務局長決裁をもって執行し、後日、報告するものとします。